

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

2020. 5

北白川いずみ保育園

5月21日付けで京都府に対する緊急事態宣言が解除されました。これを受けて6月1日以降の保育の対象世帯等についての取り扱いについて京都市より通達がおりてきました。お知らせさせていただくと共に、引き続き、ご理解ご協力をお願いします。

今回、京都府に対する緊急事態宣言は解除されましたが、段階的に受け入れ基準を緩和していくことにします。

① 5月31日までは、これまで通りの対応とさせていただきます。

- ・就労のため、職場への出勤が必要な場合
- ・福祉的配慮（障害・出産・介護その他の配慮）が必要な場合

② 6月1日からの考え方

- ・自宅での保育が困難な方

ただし、可能な限り家庭での保育にご協力頂きますようお願いいたします。

期間としては、6月1日（月）～ 6月14日（日）まで

③ 保護者負担金（保育料・給食費）の取り扱い

家庭保育の協力依頼が6月14日まで継続したことから、保育料の日割り計算の取り扱いについても6月14日まで継続します。

給食費に関しましても協力休みの日数に応じて6月15日以降に返金の予定です。

④ 6月15日以降の対応について

京都府の行動自粛要請、注意喚起基準を目安に対応していきます。

受け入れ基準を変更する場合はそのつどお知らせします。

*園児はもとよりご家族の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合（発熱などの症状が改善されてから24時間経っていない等）は、感染拡大防止の観点から登園を控えてください。

*登降園時、保護者の方は必ずマスクを着用してください。

*手洗い、手指の消毒を必ずしてください。幼児は、各クラスの靴箱の上、乳児は玄関に消毒液がおいてあります。

京都市からの通知文を一斉メールに添付いたします。別紙については、保育園のホームページに掲載してありますので、ご覧ください。